

上福井浄水場浄水発生土収集運搬業務委託特記仕様書

本仕様書は、「(令和 6・7 年度)上福井浄水場浄水発生土収集運搬・処分業務委託」のうち、「収集運搬業務」に適用する。

1. 業務概要

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 収集運搬対象品目 | 浄水発生土(乾燥汚泥) |
| (2) 積込場所 | 舞鶴市字上福井地内(上福井浄水場排水処理場内) |
| (3) 業務内容 | 浄水発生土収集運搬 |
| (4) 搬出先 | 処分業務を受注した受注者の処理施設 |
| (5) 運搬車両 | ダンプトラック |
| (6) 履行期間 | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |

2. 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 工程表 (契約用)
- (3) 技術者届
- (4) 第三者傷害賠償責任保険証書の写し
- (5) 実施計画書 (処分業務と共通)
 - 1) 業務概要
 - 2) 業務履行体系図
 - 3) 現場組織表
 - 4) 緊急連絡体系図
 - 5) 作業員名簿及び、必要資格書 (写し)
 - 6) 安全管理計画
 - 7) 交通管理計画
 - 8) 使用車両・重機一覧表 (運搬車両の自動車検査証の写し)
 - 9) 産業廃棄物収集運搬業許可証 (写し)
- (6) 発注毎の請求時の提出書類 (処分業務と共通)
 - 1) 実績報告書
 - 2) 電子マニフェストの処分終了報告書
 - 3) 写真
 - 4) 計量票
 - 5) 請求書
- (7) 完了届

(8) その他発注者が求める書類

3. 産業廃棄物管理票

浄水発生土の処理に際して必要な産業廃棄物管理票は、電子マニフェストを使用するので、JWNETに加入し、電子マニフェストシステムが利用できること。

4. 委託料

- (1) 実績報告書・搬出状況写真及び電子マニフェストの処分終了報告書を検査・確認し、1発注毎の委託料を支払うこととする。
- (2) 1発注毎の委託料の計算における発生土量は、1トン単位(1トン未満切捨て)とする。
- (3) 取引にかかる消費税及び地方消費税額の計算において、円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5. 産業廃棄物の種類・性状・発生予定数量

上福井浄水場で発生する浄水発生土の種類及び性状は下記の通りである。

- (1) 種類：浄水発生土(無機性汚泥)
- (2) 含水比は、70%程度である。
- (3) 荷姿は、バラである。
- (4) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「廃棄物処理法施行令」という。)第2条の4第5項」に定める特別管理産業廃棄物には該当しない。
- (5) 搬出量は以下のように定める。ただし、数量は確約するものではない。
 - ・2年間搬出予定量 1,156 t(トン)※内訳は「浄水発生土搬出量予定表」による。

6. 業務内容

(1) 浄水発生土積込

本業務は、上福井浄水場内の排水処理施設の乾燥床から天日乾燥された浄水発生土を、上福井浄水場の操業業務委託業者(以下、操業委託業者)がバックハウス等で本業務受注者の産業廃棄物運搬車両に積込み後、処理施設まで収集・運搬するものである。

※乾燥床とは「No.1 汚泥脱水床」「No.2 汚泥脱水床」「No.3 汚泥乾燥床」のことをいう

※詳細は別図のとおり。

(2) 浄水発生土運搬

(ア) 運搬車両に積込まれた浄水発生土は、処分業務を受注した受注者の処分場へ運搬し処分をおこなう。

(イ) 車両1台ごとに積載量をトラックスケール等で計量し、日搬出量をファックス等で報告すること。

(ウ) 搬出量は浄水処理過程等・浄水発生土乾燥過程等の状況により変動する。

(3) 乾燥床毎に、発注書を発注者若しくは発注者から依頼を受けた操業委託業者からFAXにより送付するため、処分業者及び操業委託業者と日程調整し、受領書を返信すること。

(4) 履行については、発注書の送付日から30日以内に積込運搬作業を完了すること。

(5) 搬出日は、平日(祝日を除く)の8:30から17:00までとするが、操業委託業者の都合により、増・減車、搬出日の追加及び削減、搬出時間を変更する場合がある。変更する場合は、受注者に事前に通知するものとする

7. 関係法規の遵守等

(1) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)を遵守し、不法行為を行ってはならない。

(2) 産業廃棄物の運搬処分に係る事前協議が必要な都道府県においては、その申請手続きは受注者が行うものとする。また、その申請に必要な汚泥の分析費用等も受注者の負担で行うものとする。

(3) 受注者は道路交通法を遵守し、安全運転に努めること。また、過積載は絶対にしないこと。

(4) 汚泥積込箇所周辺は常に清掃し、清潔な環境を保つこと。

(5) 受注者は、運搬に際し、沿道・近隣関係者とトラブルが生じないように十分注意し安全運転に努めること。万一、第三者との間にトラブルが生じた場合は速やかに受注者の責任により対処すること。

8. その他

(1) 仕様書に記載のない事項については、協議により決定するものとする。

(2) 保険の加入について

1) 第三者傷害賠償責任保険に加入すること。

2) 保険金額は請負代金額(消費税を含む)以上とし、被保険者は受注者、保険期間は必ず履行期限に10日を加えること。

浄水発生土搬出量予定表

(令和6年度)

搬出箇所	搬出量
No.1 脱水床	$70[\text{m}^3] \times 1.7 = 119[\text{t}]$
No.2 脱水床	$70[\text{m}^3] \times 1.7 = 119[\text{t}]$
No.3 乾燥床	$60[\text{m}^3] \times 1.7 = 102[\text{t}]$
No.1 脱水床	$70[\text{m}^3] \times 1.7 = 119[\text{t}]$
No.2 脱水床	$70[\text{m}^3] \times 1.7 = 119[\text{t}]$
	小計 約 578[t]

(令和7年度)

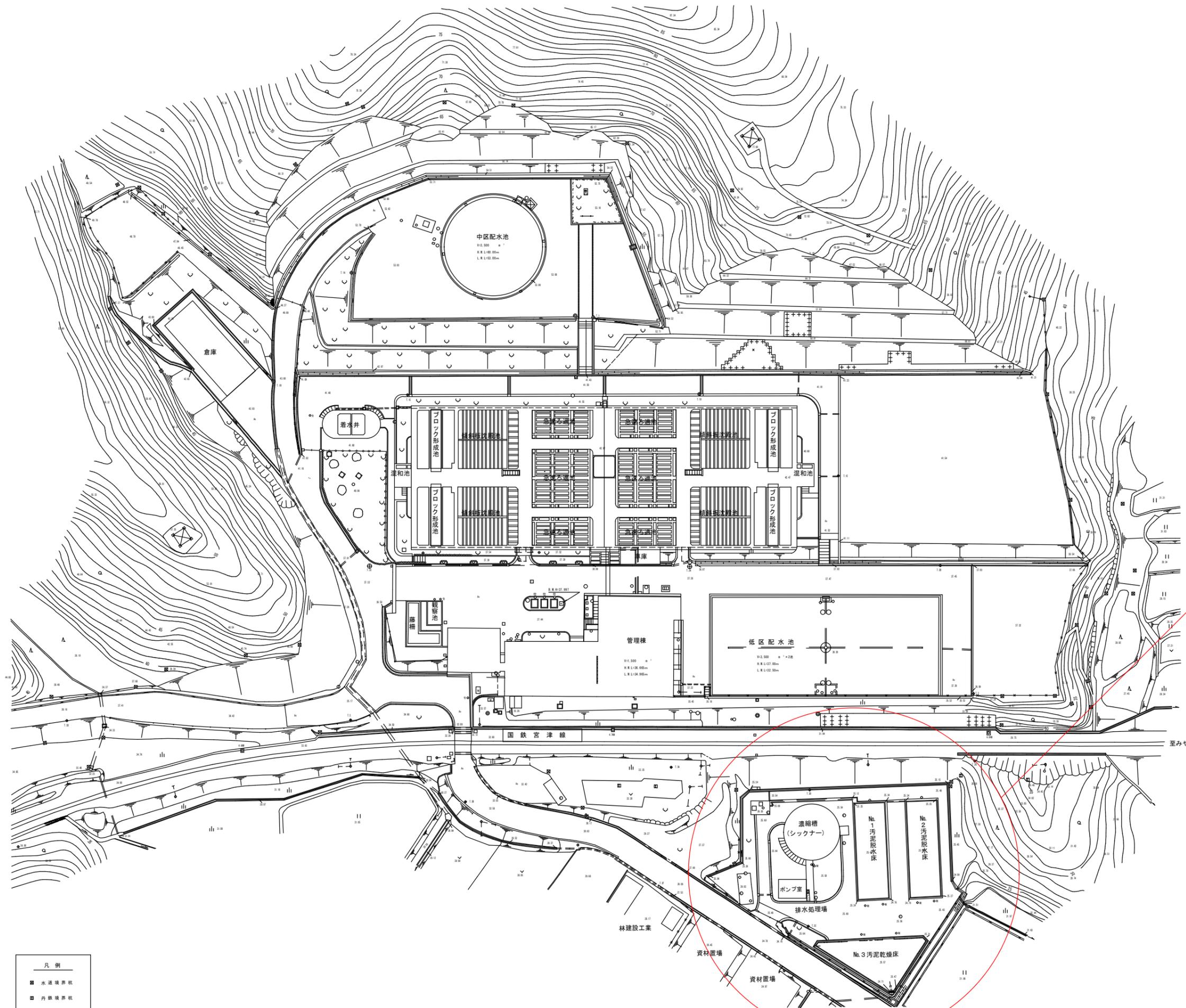
搬出箇所	搬出量
No.1 脱水床	$70[\text{m}^3] \times 1.7 = 119[\text{t}]$
No.2 脱水床	$70[\text{m}^3] \times 1.7 = 119[\text{t}]$
No.3 乾燥床	$60[\text{m}^3] \times 1.7 = 102[\text{t}]$
No.1 脱水床	$70[\text{m}^3] \times 1.7 = 119[\text{t}]$
No.2 脱水床	$70[\text{m}^3] \times 1.7 = 119[\text{t}]$
	小計 約 578[t]

(令和6・7年度) 総搬出量	約 1,156[t]
----------------	------------

※比重を1.7で算出

※1発注につき1床分の処分を基本とし、本特記仕様書第4項-(2)により1床毎に1t未満の切捨てを行っている。ただし、1発注に複数床の搬出を実施した場合は、搬出した複数床の発生土量の総合計から、1t未満の切捨てを行うものとする。

※本特記仕様書第6項-(2)-(ウ)により搬出量は変動する場合があるため、上記数量は確約するものではなく、予定数量である。

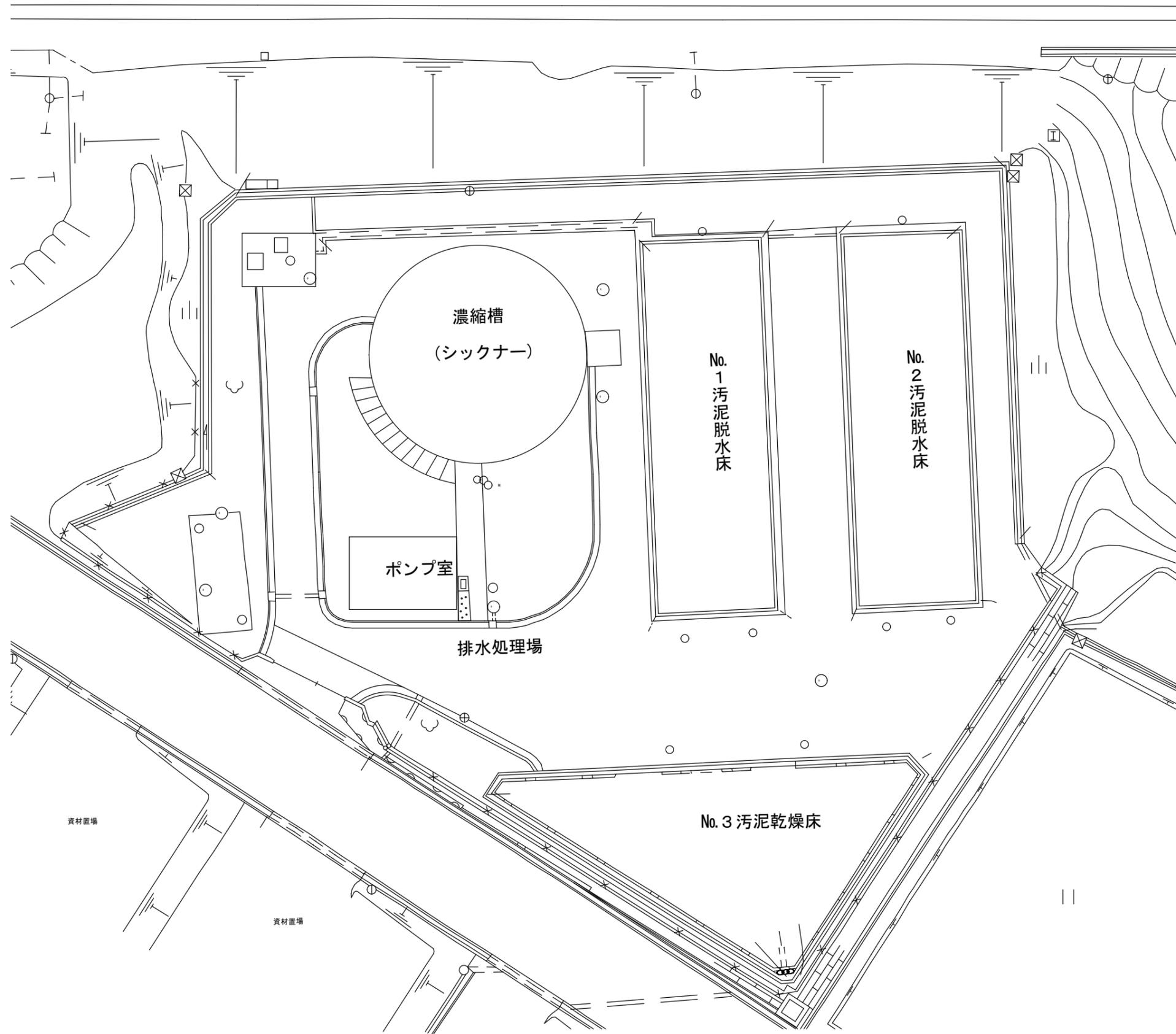


履行場所：排水処理施設（乾燥床）

凡例

■	水運境界線
■	汚泥境界線

業務名	(令和6・7年度)上福井浄水場浄水発生土収集運搬・処分業務委託	縮尺	1/1000	図面番号	1/2
図面名	上福井浄水場施設平面図				



- (1) No.1汚泥脱水床面積 200.9 m²
- (2) No.2汚泥脱水床面積 200.9 m²
- (3) No.3汚泥乾燥床面積 231.6 m²